



目 次	ページ
高知県選挙管理委員会告示	
○参議院高知県選出議員選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日等の定め	1
○参議院高知県選出議員選挙の候補者がポスターの掲示を開始することができる日の定め	1
○参議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を決定するためのくじ及び期日前投票所等内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め	1
○参議院高知県選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間の定め	1
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3
○参議院高知県選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	3
○参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長職務代理者の選任	3
○参議院議員通常選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め	3
○参議院高知県選出議員選挙における候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め	3
○参議院高知県選出議員選挙におけるテレビジョン放送	

による政見放送を行わない候補者の経歴放送の実施	3
○参議院議員通常選挙における投票用紙の色の定め	3
○参議院高知県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所の定め	3
○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所の定め	3
○参議院高知県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	4
参議院高知県選出議員選挙選挙長告示	
○参議院高知県選出議員選挙における選挙長の告示方法	4
○参議院高知県選出議員選挙における立候補の届出の受付要領の定め	4
○参議院高知県選出議員選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	4
○参議院高知県選出議員選挙の候補者の届出	5
○参議院高知県選出議員選挙の候補者の届出文書の記載事項の異動の届出	6
参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示	
○参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における選挙分会長の告示方法	6
○参議院比例代表選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	6

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

高知県選挙管理委員会告示第34号	
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成25年7月21日に行う予定の参議院高知県選出議員選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。	
平成25年6月28日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信	
1 被登録資格の決定の基準となる日	
平成25年7月3日。ただし、年齢については、平成25年7月21日。	
2 登録を行う日	
平成25年7月3日	
3 縦覧に供する期間	

平成25年7月4日	
高知県選挙管理委員会告示第35号	
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、平成25年7月21日に行う予定の参議院高知県選出議員選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定めた。	
平成25年6月28日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信	
参議院議員通常選挙の選挙の期日の公示がされる日	
高知県選挙管理委員会告示第36号	
平成25年7月21日に行う予定の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を決定するためのくじ及び同条第5項の規定による期日前投票所又は市町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者とする不在者投票を記載する場所内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。	
平成25年6月28日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信	
1 日時	
平成25年7月4日 午後6時30分	
2 場所	
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階	
高知県選挙管理委員会室	
高知県選挙管理委員会告示第37号	
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成25年7月21日に行う予定の参議院高知県選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。	
平成25年6月28日（揭示済）	
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信	
平成25年7月4日	

## 高知県選挙管理委員会告示第38号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月28日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

## 1 病院の表中

三愛病院	高知市一宮西町一丁目7番25号
------	-----------------

を削り、

リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原1316番1
-------------------	----------------

を

リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原1316番地1
永井病院	高知市春野町西分2027番地3

に改め、

介護老人保健施設あうん高知	高知市一宮西町一丁目7番25号
---------------	-----------------

を削る。

## 2 老人ホームの表中

特別養護老人ホームふるさとの丘	高知市朝倉己1149番地106
-----------------	-----------------

を

特別養護老人ホームふるさとの丘	高知市朝倉己1149番地106
特別養護老人ホーム風花の里	高知市西塚ノ原フキ谷76番地1
軽費老人ホームケアハウスあじさいの里	高知市春野町芳原1308番地1
有料老人ホーム特定施設みやびの里	高知市比島町四丁目6番9号
介護付有料老人ホーム夕やけ小やけ	高知市神田1002番地1
有料老人ホームしもじま	高知市下島町11番地7
有料老人ホームやまむら	高知市下島町11番地7

に、

幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさい	土佐清水市以布利83番地5
----------------------------	---------------

を

幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさい	土佐清水市以布利83番地5
軽費老人ホーム小規模ケアハウスあんな家	土佐清水市加久見1473番地215
軽費老人ホームケアハウスひだまり	土佐清水市清水字後口山854番地141

に、

軽費老人ホームケアハウス菜の花	香南市野市町東野1632番3
-----------------	----------------

を

軽費老人ホームケアハウス菜の花	香南市野市町東野1632番地3
軽費老人ホームケアハウスぬくもり	香南市赤岡町1161番地2

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第39号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,659人である。

平成25年7月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第40号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,152人である。

平成25年7月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第41号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,054人
室戸市、東洋町選挙区	5,491人
安芸市、芸西村選挙区	6,590人
南国市選挙区	13,289人
土佐市選挙区	8,029人
須崎市選挙区	6,669人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,305人
土佐清水市選挙区	4,521人
四万十市選挙区	9,894人
香南市選挙区	9,317人
香美市選挙区	7,858人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,412人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,907人
吾川郡選挙区	9,151人
高岡郡選挙区	17,936人
黒潮町選挙区	3,553人

**高知県選挙管理委員会告示第42号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙の選挙長及び

選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 選挙長  
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 2 選挙長職務代理者  
高知市入明町6番8号 301号室 菊地 信果夫

**高知県選挙管理委員会告示第43号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会会長及び高知県選挙分会会長に事故があり、又は高知県選挙分会会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 高知県選挙分会会長  
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 2 高知県選挙分会会長職務代理者  
高知市入明町6番8号 301号室 菊地 信果夫

**高知県選挙管理委員会告示第44号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院議員通常選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 参議院高知県選出議員選挙
  - (1) 日時  
平成25年7月5日 午後5時30分
  - (2) 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
高知県選挙管理委員会室
- 2 参議院比例代表選出議員選挙
  - (1) 日時  
平成25年7月8日 午後6時
  - (2) 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
高知県選挙管理委員会室

**高知県選挙管理委員会告示第45号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙において放送する候補者の政見放送及び経歴放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次の

とおり定めた。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 日時  
平成25年7月4日 午後6時
- 2 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
高知県選挙管理委員会室

**高知県選挙管理委員会告示第46号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第4条第1項ただし書の規定により、平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙においてテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送は、政見放送を行う全候補者の放送終了後に行うものとする。この場合において、政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その順序はくじで定める。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第47号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院議員通常選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 参議院高知県選出議員選挙投票用紙  
薄い黄色の紙に黒色のインクで印刷したもの
- 2 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙  
白色の紙に赤色のインクで印刷したもの

**高知県選挙管理委員会告示第48号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 日時  
平成25年7月24日 午後2時
- 2 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県庁正庁ホール

**高知県選挙管理委員会告示第49号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成25年7月21日に行う参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成25年7月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

<p>1 日時 平成25年7月24日 午後2時30分</p> <p>2 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁正庁ホール</p> <p><b>高知県選挙管理委員会告示第50号</b> 平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、31,927,900円である。</p> <p>平成25年7月4日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <p>-----</p> <p><b>参議院高知県選出議員選挙選挙長告示</b></p> <p>-----</p> <p><b>参議院高知県選出議員選挙選挙長告示第1号</b> 平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙における参議院高知県選出議員選挙選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の揭示場に揭示して行うものとする。</p> <p>平成25年7月4日（揭示済） 参議院高知県選出議員選挙選挙長 恒石 好信</p> <p><b>参議院高知県選出議員選挙選挙長告示第2号</b> 平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。</p> <p>平成25年7月4日（揭示済） 参議院高知県選出議員選挙選挙長 恒石 好信</p> <p>1 選挙の期日の公示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。</p> <p>2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。</p> <p>3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。</p> <p>4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成25年7月4日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。</p> <p><b>参議院高知県選出議員選挙選挙長告示第3号</b> 平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。</p>	<p>平成25年7月4日（揭示済） 参議院高知県選出議員選挙選挙長 恒石 好信</p> <p>1 日時 平成25年7月18日 午後5時30分</p> <p>2 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室</p>	
---	--	--

## 参議院高知県選出議員選挙選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成25年7月4日（揭示済）

参議院高知県選出議員選挙選挙長 恒石 好信

受付番号	届出の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	浜川 ゆりこ (山本 百合子)	女	高知県	高知県高知市神田958番地1 池淵 ハイツB棟102	昭和54. 10. 18	日本共産党	団体役員
			一のウェブサイト 等のアドレス		<a href="http://hamazou.exblog.jp/">http://hamazou.exblog.jp/</a>			
2	本人	橋詰 つよし (橋詰 毅)	男	高知県	高知県香南市野市町みどり野三丁目 15番地	昭和37. 8. 27	幸福実現党	団体職員
			一のウェブサイト 等のアドレス		<a href="http://ameblo.jp/hashizumetsuyoshi/">http://ameblo.jp/hashizumetsuyoshi/</a>			
3	本人	高野 光二郎	男	高知県	高知県高知市新屋敷一丁目11番34号	昭和49. 9. 30	自由民主党	無職
			一のウェブサイト 等のアドレス		<a href="http://www.kohjiro.jp">http://www.kohjiro.jp</a>			
4	本人	武内 のりお (武内 則男)	男	高知県	高知県高知市西秦泉寺338番地14	昭和33. 9. 8	民主党	政党役員
			一のウェブサイト 等のアドレス		<a href="http://takeuchi-norio.com/">http://takeuchi-norio.com/</a>			

**参議院高知県選出議員選挙選挙長告示第5号**

平成25年7月21日に行う参議院高知県選出議員選挙の候補者の高野光二郎から、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第6項の規定により、本日次のとおり届出文書の記載事項について異動の届出があった。

平成25年7月5日（揭示済）

参議院高知県選出議員選挙選挙長 恒石 好信

異動事項	新	旧
職業	会社役員	無職

-----  
**参議院比例代表選  
出議員選挙高知県  
選挙分会長告示**  
-----

**参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第1号**

平成25年7月21日に行う参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の揭示場に掲示して行うものとする。

平成25年7月4日（揭示済）

参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

**参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第2号**

平成25年7月21日に行う参議院比例代表選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成25年7月4日（揭示済）

参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

- 日時  
平成25年7月18日 午後6時
- 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階  
高知県選挙管理委員会室